様式第2号(第5条関係)

宍道湖市民農園使用許可通知書

年　　月　　日

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

出雲市長

　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった宍道湖市民農園の使用については、宍道湖市民農園管理運営規則第5条第2項の規定により下記のとおり決定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用区画 | 区画番号　　　　　　番　　　　　　　　　　　区画 |
| 使用期間 | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| 使用料 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで　　　　円  　　　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで 　　　 円 |
| 使用許可条件 | 1　使用期間満了後の更新については、使用者には何ら優先権は生じない。  　2　使用料は、指定期日までに当該年度分を一括して前納しなければならない。  3　相当の理由があると認めた場合を除き、既納の使用料は返還しない。  4　使用者は、使用に際し次に掲げることを遵守しなければならない。   1. 建物及び工作物を設置しないこと。 2. 小農具及び作物等は、自己の責めにおいて管理すること。 3. 指定された区画及びその周辺の通路等を適切に管理し、他に迷惑を   及ぼさないこと。   1. 施設園芸、永年性作物及び湛水性作物は、栽培しないこと。 2. 宍道湖市民農園の管理運営に関する施行規則等に反しないこと。 3. その他運営上の必要な指示に従うこと。 4. 次の各号に該当するときは、使用許可を取り消すことができるものとする。   （１） 使用者が使用の中止届を提出したとき。  　　（２） 使用者がこの許可条件に違反したとき。  　　（３） 使用者が特別な理由なく耕作をしないとき。  　6　使用者は、使用許可の取り消しにより生ずる損害の賠償を請求できない。  7　使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消された場合は、使用区画を原状に回復し返還すること。  8　使用者は、故意又は過失により市民農園施設を損傷した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。 |